

教育委員会 規則番号	教育委員会規則名	公布年月日
教育委員会 規則第9号	さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則	令和4年5月12日
教育委員会 規則第10号	さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則	令和4年5月12日
教育委員会 規則第11号	さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和4年5月12日
教育委員会 規則第12号	さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	令和4年6月28日
教育委員会 規則第13号	さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則	令和4年6月28日
教育委員会 規則第14号	さいたま市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則	令和4年6月28日

さいたま市教育委員会規則第9号

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の通勤手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第8条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ア <u>イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第16条において準用する職員給与条例第15条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>使用する定期券の通用期間が6月を超える場合 委員会の定める額</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（返納の事由及び額等）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1月当たりの運賃等相当額等（第10条第1</p>	<p>第8条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第1号に規定する運賃等相当額（以下「運賃等相当額」という。）は、次項に該当する場合を除くほか、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>通用期間が支給単位期間（条例第16条において準用する職員給与条例第15条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（返納の事由及び額等）</p> <p>第14条 [略]</p> <p>2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第4項の教育委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 1月当たりの運賃等相当額等（第10条第1</p>

号に掲げる教職員にあっては、1月当たりの運賃等相当額及び条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合 にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6月を超えるものがある場合 委員会の定める額

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イ及びウに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合 にあっては、零)

イ 第12条第2項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合(ウに掲げる場合を除く。) 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生

号に掲げる教職員にあっては、1月当たりの運賃等相当額及び条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が5万5,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合 にあっては当該事由に係る交通機関等(同号の改定後に1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合 にあってはその者の利用する全ての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを、委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

(2) 1月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合 にあっては、零)

イ 第12条第2項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用する全ての交通機関等についての払戻金相当額及び委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月

<p>月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)</p> <p>ウ <u>前号イに掲げる場合 委員会の定める額</u></p> <p>3 [略]</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第15条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第5項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間</u></p> <p><u>ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間</u></p> <p><u>イ 使用する定期券の通用期間が6月を超える場合 委員会の定める期間</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>である場合にあっては、零)</p> <p>3 [略]</p> <p>(支給単位期間)</p> <p>第15条 条例第16条において読み替えて準用する職員給与条例第15条第5項に規定する教育委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 <u>当該交通機関等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	--

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、令和4年5月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に、6月を超える通用期間である通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）に係る通勤手当を支給されている教職員の当該通勤手当の額の改定、返納及び支給単位期間については、この規則による改正後のさいたま市教職員の通勤手当に関する規則第13条第2項、第14条第1項（第2号に係る部分に限る。）及び第16条第1項の規定にかかわらず、当該通用期間が終了するまでの間、なお従前の例による。

さいたま市教育委員会規則第10号

さいたま市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市公民館条例施行規則（平成15年さいたま市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
(1) [略]		(1) [略]	
(2) 地区公民館		(2) 地区公民館	
名称	対象区域	名称	対象区域
[略]		[略]	
さいたま市立七里公民館	見沼区大字膝子、見沼区大字大谷、見沼区大字蓮沼、見沼区大字風渡野、見沼区大字東門前、見沼区大字東宮下、見沼区東宮下1丁目から見沼区東宮下3丁目まで、 <u>見沼区大字新堤並びに見沼区風渡野1丁目及び見沼区風渡野2丁目</u>	さいたま市立七里公民館	見沼区大字膝子、見沼区大字大谷、見沼区大字蓮沼、見沼区大字風渡野、見沼区大字東門前、見沼区大字東宮下、見沼区東宮下1丁目から見沼区東宮下3丁目まで <u>及び</u> 見沼区大字新堤
[略]		[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第 1 1 号

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成 2 9 年さいたま市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第 2（第 4 条関係） 学歴免許等資格区分表			別表第 2（第 4 条関係） 学歴免許等資格区分表		
学歴免許等の区分		学歴免許等の資格	学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分		基準学歴区分	学歴区分	
[略]			[略]		
2 短大卒	1 短大 3 卒	(1) 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業又は <u>専門職大学の修業年限 3 年の前期課程の修了</u> (2)~(4) [略]	2 短大卒	1 短大 3 卒	(1) 学校教育法による 3 年制の短期大学の卒業 (2)~(4) [略]
	2 短大 2 卒	(1) 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業又は <u>専門職大学の修業年限 2 年の前期課程の修了</u> (2)~(6) [略]		2 短大 2 卒	(1) 学校教育法による 2 年制の短期大学の卒業 (2)~(6) [略]
[略]			[略]		
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校、 <u>義務教育学校若しくは特別支援学校</u> （同法第 7 6 条第 1 項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) [略]	4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは特別支援学校（同法第 7 6 条第 1 項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) [略]
	備考 [略]			備考 [略]	

この規則は、公布の日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第12号

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(1) 教育職給料表(1)級別資格基準表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1 次の第1号に掲げる者に適用される学歴免許等欄の区分は、「大学卒」の区分とし、第2号に掲げる者に適用される同欄の区分は、「短大卒」の区分とする。</p> <p>(1) 大学卒相当の者</p> <p style="padding-left: 20px;">ア [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 教育職員免許法第16条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立活動教諭の免許状の所有者</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ～カ [略]</p> <p>(2) 短大卒相当の者</p> <p style="padding-left: 20px;">ア [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 教育職員免許法第16条に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の所有者</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ～オ [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(1) 教育職給料表(1)級別資格基準表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">[略]</div> <p>備考</p> <p>1 次の第1号に掲げる者に適用される学歴免許等欄の区分は、「大学卒」の区分とし、第2号に掲げる者に適用される同欄の区分は、「短大卒」の区分とする。</p> <p>(1) 大学卒相当の者</p> <p style="padding-left: 20px;">ア [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 教育職員免許法第16条の2に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立活動教諭の免許状の所有者</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ～カ [略]</p> <p>(2) 短大卒相当の者</p> <p style="padding-left: 20px;">ア [略]</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 教育職員免許法第16条の2に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状の所有者</p> <p style="padding-left: 20px;">ウ～オ [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(2)～(4) [略]</p>

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。



さいたま市教育委員会規則第13号

さいたま市立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

さいたま市立特別支援学校管理規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）					
学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域	学校名	部名	修業年限	定員数	入学資格	通学区域
さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	[略]	66	[略]	[略]	さいたま市立ひまわり特別支援学校	小学部	[略]	66	[略]	[略]
	中学部	[略]		[略]							
	高等部	3年		中学部を卒業した者又はこれに準ずる者で肢体不自由であるもの又は知的障害であるもの							
さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	[略]	48	[略]	[略]	さいたま市立さくら草特別支援学校	小学部	[略]	48	[略]	[略]
	中学部	[略]		[略]							
	高等部	[略]		[略]							

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市教育委員会規則第14号

さいたま市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則

さいたま市教育委員会会議傍聴人規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(傍聴の許可)</p> <p>第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、開会前までに、自己の住所、氏名その他委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項を告げて、教育長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 傍聴人の人数は、<u>会議の都度</u>、教育長が定める。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 <u>前2項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって教育長が認める者は、会議を傍聴することができる。</u></p>	<p>(傍聴の許可)</p> <p>第2条 委員会の会議を傍聴しようとする者は、開会前までに、自己の住所、氏名その他委員会教育長（以下「教育長」という。）が必要と認める事項を告げて、教育長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 傍聴人の人数は、<u>傍聴席の状況により</u>、教育長が定める。</p> <p>3 [略]</p>
<p>(傍聴できない者)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(2) <u>危険物又は会議の妨害となると認められる器物を携帯している者</u></p> <p>(3) [略]</p>	<p>(傍聴できない者)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。</p> <p>(1) 酒気を帯びていると認められる者</p> <p>(2) 会議の妨害となると認められる器物を携帯している者</p> <p>(3) [略]</p>
<p>(禁止行為)</p> <p>第4条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>はちまき又は腕章の着用その他示威的行為をすること。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) <u>録音機、写真機、撮影機その他これらに類す</u></p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第4条 傍聴人は次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) <u>許可なく録音機、写真機、撮影機その他これ</u></p>

るものを持ち込み、使用すること（教育長の許可を得た場合を除く。）。

(8) [略]

(退場)

第5条 教育長は、傍聴人がこの規則に違反した場合は、その者に退場を命ずることができる。

2 教育長は、会議を非公開とするときは、すべての傍聴人を退場させるものとする。

3 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに、退場しなければならない。

らに類するものを持ち込み、使用すること。

(7) [略]

(退場)

第5条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに、退場しなければならない。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。